

第13次労働災害防止計画に基づく 群馬労働局推進計画の概要

2018年度から2022年度までの5か年計画



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」
許諾第30-100152号

はじめに

労働災害防止計画は、産業災害や職業性疾病を防止することを目的に1958年に第1次の計画が策定され、その後、社会情勢や経済情勢、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定してきました。

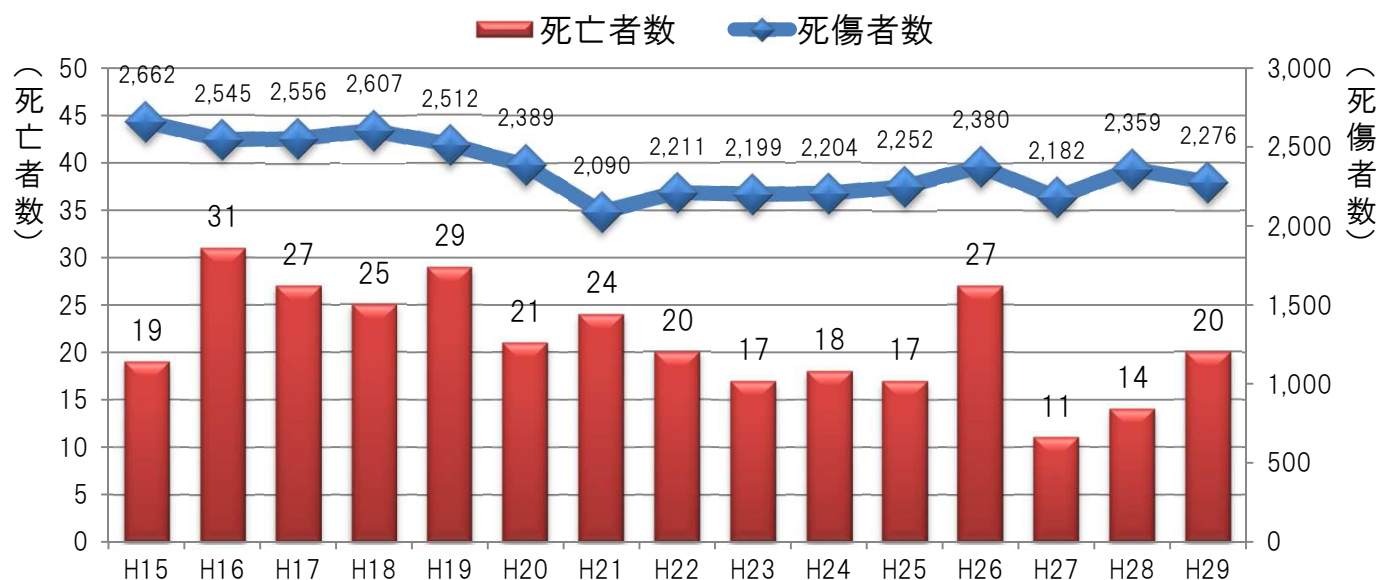
この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組むため、事業者、災害防止関係団体等に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善し労働災害の発生件数等においては長期的には減少が見られました。

しかしながら、近年、労働災害発生件数の減少は鈍化傾向で、ほぼ横ばい状態で推移しています。発生状況については、近年、第三次産業への就業人口の増加や若年労働者の減少に伴う全体の年齢階層が高年齢に移行していることもあり、死傷災害に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口、視点での対策が求められています。

一方、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、平成29年3月28日働き方改革実現会議で決定された、働き方改革実行計画を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、傷病を抱える労働者の健康確保対策を推進することも求められています。このほか、化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっています。

このような状況を踏まえ、誰もが安心して働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国の策定した「第13次労働災害防止計画」を基本に、群馬労働局管内の状況を踏まえ、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止推進計画」をここに策定しました。

【群馬労働局管内における休業4日以上の労働災害による死傷者数の推移】



計画の目標

死亡災害：15%以上減少
(重点業種：建設業、製造業)

※2022年において、前計画期間中の死亡者総数と比較して、当計画期間中の死亡者数を15%以上減少させる。
(89人 → 75人以下)

死傷災害：5%以上減少
(重点業種：道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食業)

※2017年と比較して、2022年までに休業4日以上
の労働災害による死傷者数を5%以上減少させる。
(2017年 2,276人 → 2022年 2,162人以下)

仕事上の不安、悩み又はストレスについて
**職場に相談先がある又は外部相談先が周知されている
労働者の割合：90%以上**

**メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合
：80%以上**

**ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した
事業場の割合：60%以上**

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、
**ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている
化学物質譲渡・提供者の割合を増加**

第三次産業及び道路貨物運送業の
腰痛による死傷者数：5%以上減少

職場での熱中症による死傷者数を減少

8つの重点事項

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における足場・はしご等からの墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 経験期間3年以内の未熟練労働者に対する災害等の防止

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
 - ・企業における健康確保措置の推進
 - ・産業医・産業保健機能の強化
 - ・過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
 - ・メンタルヘルス不調の予防
 - ・パワーハラスメント対策の推進
- 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進
- 兼業、副業、テレワークの拡大への対応

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の増加や減少がみられない業種等への対応
 - ・第三次産業対策
 - ・道路貨物運送業対策
 - ・転倒災害の防止
 - ・腰痛の予防
 - ・熱中症の予防
 - ・一酸化炭素中毒等の防止
 - ・交通労働災害対策
 - ・職場における「危険の見える化」の推進
 - ・災害要因の分析
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止
 - ・高年齢労働者対策
 - ・非正規雇用労働者対策
 - ・外国人労働者、技能実習生対策
 - ・障害を有する労働者対策
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者に寄り添い継続的に支援する体制の充実

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
 - ・危険有害性情報の適切な伝達・提供
 - ・危険有害性情報の適切な把握とリスクアセスメントの実施の促進
 - ・作業環境管理の徹底と改善
 - ・健康診断及び事後措置の徹底
 - ・化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実
- 石綿による健康障害防止対策
 - ・地方公共団体との連携による対象事業場の把握
 - ・石綿ばく露防止対策の推進
 - ・健康診断及び事後措置の徹底並びに健康管理手帳の的確な運用
- 受動喫煙防止対策
- 粉じん障害防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込
- 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進
- 企業における健康確保措置の推進(再掲)
- 業界団体内の体制整備の促進
- 業所管官庁との連携の強化
- 中小規模事業場への支援
- 民間検査機関等の活用の促進

7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 安全衛生専門人材の育成
- 安全衛生教育の徹底
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の積極的な活用を推進

8 国民全体の安全・健康意識の高揚等

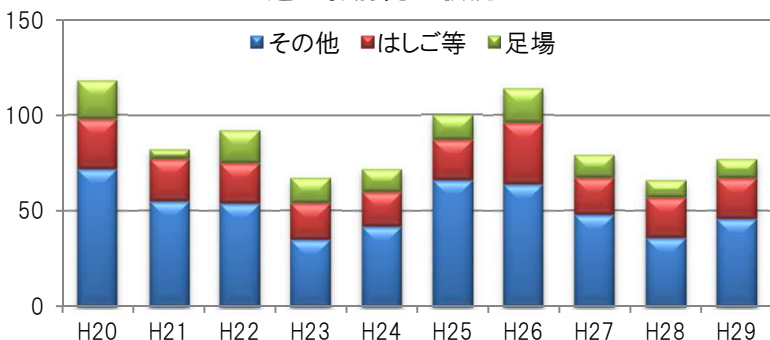
- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 危険体感教育の推進
- 技能検定試験の関係団体との連携

群馬労働局推進計画の最重点事項

建設業における墜落・転落災害等の防止

建設業の墜落・転落災害による死傷災害の起因物としては、建築物、構築物からの墜落が多いが、次いではしごや脚立からの墜落・転落災害も多い状況にあるため、第13次防においては、はしご等からの墜落・転落災害を減少させることに重点を置き災害防止対策を推進します。

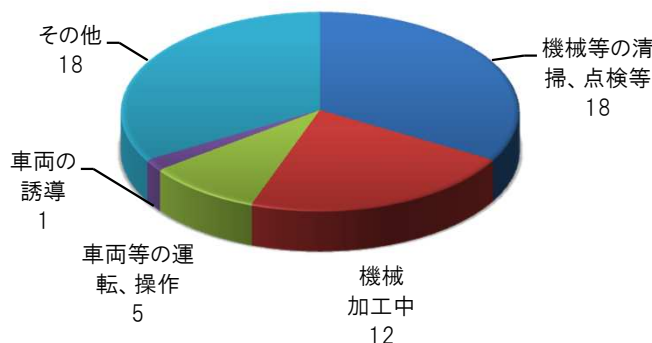
建設業における墜落・転落災害の
起因物別発生状況



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

はさまれ・巻き込まれによる死亡災害の原因は、機械を停止せずに機械、設備の点検、清掃を行い被災したものが最も多く、次いでフォークリフトや車両、重機等の運転や操作中に被災したものが目立ちます。第13次防においては、業種横断的に、機械・設備等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策を推進します。

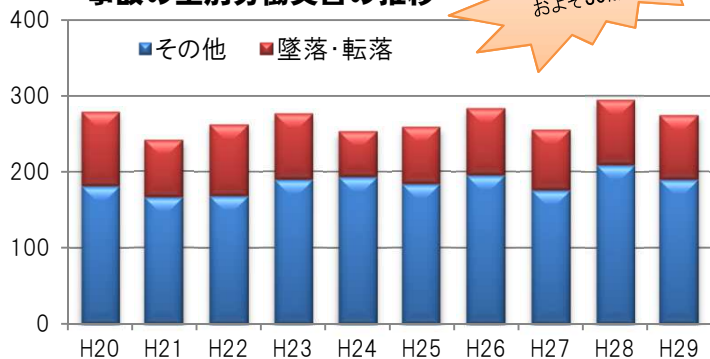
過去15年間のはさまれ・巻き込まれ死亡災害発生件数



道路貨物運送業対策

道路貨物運送業における労働災害の7割が荷役作業時に発生しており、中でもトラック等の運転席の昇降、荷台の昇降時に墜落・転落災害が多いことから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)(以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を推進します。また、運転席、荷台への安全な昇降について、周知徹底を図ります。

道路貨物運送業における
事故の型別労働災害の推移



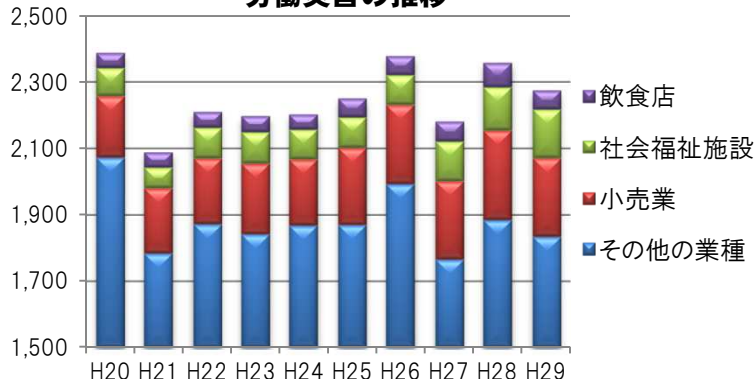
墜落転落災害が
占める割合は
およそ30%!

第三次産業対策

労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められます。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の実施を指導します。

また、年平均60件前後の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、特に、介護労働者等の身体的負担軽減を図る介護機器等の導入の促進を図ります。

小売業・社会福祉施設・飲食店における
労働災害の推移



未熟練労働者に対する災害等の防止

経験期間3年以内の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時等の安全衛生教育、また、外国人労働者の安全衛生教育の徹底を図ります。

経験期間3年以内の労働者における
労働災害の推移



お問い合わせは、群馬労働局健康安全課・各労働基準監督署まで

名称	所在地
群馬労働局労働基準部健康安全課	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎8階)
高崎労働基準監督署	高崎市東町134-12(高崎地方合同庁舎3階)
前橋労働基準監督署	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎7階)
伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町517
桐生労働基準監督署	桐生市末広町13-5(桐生地方合同庁舎1階)
太田労働基準監督署	太田市飯塚町104-1
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須124-10
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中之条664-1